

答 申

諮問第70号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙1に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求に添付されている別紙を「別紙文書」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年11月17日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年12月2日付け海建総第314号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年1月4日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関の行った非開示決定を取り消すことを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 前回請求により開示された海草振興局建設部管理課の保有

する議事録は虚偽であった。つまり、虚偽しか開示できない事情があった。前回請求により開示された公文書を求めている。

- (2) 本件開示請求に対して実施機関は、「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定としているが、海建〇〇副部長、〇〇課長、〇〇の3人は、平成21年1月9日（金）に法務局で、協議している。出張（旅行）届けがあり旅行命令がある。旅行命令に対して復命書を偽造することは公務員にあるまじき行為であるから、職務命令に対して正しい復命書や旅行命令の成果を旅行命令者に報告する義務がある。職務義務違反による処分の事実がない限り、正しい議事録を作成しなければならないから開示する義務がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件開示請求の内容は別紙1であり、実施機関は、平成23年8月16日付け海建総第157号で異議申立人に部分開示した「平成21年1月9日（金）海草振興局建設部と和歌山地方法務局との協議について」（以下、「2者協議記録」という。）の公文書は、既に異議申立人が持っており、2者協議記録以外の議事録を本件開示請求に係る公文書として特定した。

実施機関では、「既に〇〇氏が持っている協議内容を記載した書類（2者協議記録）以外の議事録」は、作成又は取得していないための理由により非開示決定を行った。なお、別紙文書は、実施機関が作成したものではない。

2 別紙文書と2者協議記録について

現在、海草振興局建設部に保管されている2者協議記録は、「和歌山市上三毛字東山田公図訂正一件1/2、2/2ファイル」内

に綴られている。

なお、2者協議記録は、異議申立人に対して、平成23年8月16日付け海建総第157号により部分開示されており、この2者協議の記録は、異議申立人が本件開示請求により求めているものではないと判断した。

異議申立人の提出した別紙文書は、平成21年1月9日の海草振興局建設部と和歌山地方法務局、和歌山財務事務所の3者の協議記録（以下「3者協議記録」という。）であり、2者協議記録と異なるものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その前文及び第1条で記されているように、県民の「知る権利」を尊重し、県の機関の有するその諸活動を県民に「説明する責務」が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものである。

したがって、当審査会は県民の公文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は、別紙1のとおりであり、実施機関は、別紙文書について、実施機関で作成したものではない旨主張する。それに関して別紙文書は3者協議記録であり、実施機関が作成し、異議申立人に平成23年8月16日付け海建総第157号で部分開示した2者協議記録とは同一ではない。大きな違いとしては、3者協議記録は、協議対象先の出席者に、海草振興局建設部と和歌山地方法務局と和歌山財務事務所の記載があるのに対し、2者協議記録は、

海草振興局建設部と和歌山地方法務局の記載があるものの、和歌山財務事務所の記載がない点である。

異議申立人は前回開示請求により実施機関より開示された２者協議記録と、今回は別の議事録の請求である旨、主張する。

実施機関によれば、３者協議記録は実施機関で作成したのではなく、実施機関が作成したものは和歌山地方法務局で協議した２者協議記録であり、現在、海草振興局建設部管理課に保管されている「和歌山市上三毛字東山田公図訂正一件 1 / 2、2 / 2 ファイル」内に綴られている。実施機関は、前回開示請求により手渡した２者協議記録とは別の議事録を異議申立人が請求していると解し、２者協議の議事録は特定しなかった旨主張する。

当審査会は上述した、２者協議記録をインカメラ審理によって見分したところ、別紙文書とは内容について一部異なるところはあるものの、非常に似通った内容であった。

よって実施機関に対して、３者協議記録が２者協議記録に至る過程文書ではないかを確認した。

実施機関から提出のあった資料によれば、和歌山財務事務所では、平成２０年度の出張計画書からは、和歌山財務事務所の職員が和歌山地方法務局へ出張していないことが確認できたため、和歌山財務事務所が協議に参加していないことが判明した。また、実施機関からは、当時の２者協議記録作成者及び出席者を含む関係者から聴取を行い、正式文書に至る過程文書ではない旨の報告を受けた。

これらから判断すると、過程文書ではないという実施機関の説明は不合理なものではない。

よって、異議申立人が提出した別紙文書である３者協議記録は、実施機関では作成していないと見るのが相当であり、また実施機関が既に異議申立人に開示した２者協議記録以外の議事録を作成していないと見ることも相当であるが故に、「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定を行ったことは、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、公図訂正において不正が行われた等種々の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年2月6日	○諮問（実施機関）
平成24年2月24日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年3月26日	○審議
平成25年4月17日	○実施機関からの説明資料を受理
平成25年4月26日	○審議
平成25年5月24日	○実施機関からの説明資料を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取

平成26年6月17日	○審議
平成26年7月16日	○実施機関からの説明資料を受理
平成26年7月29日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成26年8月27日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成26年9月29日	○審議
平成26年10月27日	○審議
平成26年11月18日	○審議

【別紙 1】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 23 年 11 月 17 日	平成 21 年 1 月 9 日（金）法務局〇〇首席登記官、〇〇〇登記官、〇〇登記官、海建〇〇副部長、〇〇課長、〇〇、和歌山財務事務所〇〇課長〇〇事務官が参加して別紙の通り協議している。「この開示情報は誤りである」と〇〇元登記官が指摘しているので、正しい（適正な）議事録の開示。